



熊本県公報

第 1 2 3 9 1 号

平成 27 年 2 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(社会福祉課) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止	(//) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止	(//) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	(//) 3
○道路の供用開始	(//) 4
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 4
○熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う案の縦覧	(都市計画課) 4
○熊本都市計画区域区分の変更に伴う案の縦覧	(//) 5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 5
○公共測量の実施	(監理課) 5
登 載 依 頼	
○平成 2 6 年度有明地域保健医療推進協議会の開催	(有明地域保健医療推進協議会) 6

告 示

熊本県告示第 1 2 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 菊池市龍門字鷹取 2 3 0 番 3 (次の図に示す部分に限る。)、
2 2 4 番、2 3 0 番 1、2 3 3 番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 2 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 7 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 菊池市七城町蘇崎字高原 9 9 1 番 3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 玉名市石貫字保佐663番1（次の図に示す部分に限る。）、
字小代673番58、673番59、673番331
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字保佐663番1・字小代673番58・673番59・673番331（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
どうのうえ歯科クリニック	上益城郡山都町浜町186番地5	平成26年12月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
うさぎ薬局 人吉店	人吉市鍛冶屋町65番地	平成26年9月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 楽日和	人吉市鬼木町1529-23	平成26年10月31日

熊本県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
兒玉医院	球磨郡湯前町1122	平成26年11月7日

熊本県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
厚生クリニック	天草市諏訪町1番1号	平成26年11月12日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
どうのうえ歯科クリニック	上益城郡山都町浜町186番5	平成26年12月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
うさぎ薬局 人吉店	人吉市鍛冶屋町65番地	平成26年9月1日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
菊水町老人訪問看護ステーション	玉名郡和水町江田4040	平成18年2月28日

熊本県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 303番2地先から 同所 303番2地先まで	87.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年2月10日

熊本県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字西照寺字備中 田 198番2地先から 同所	33.0	防交安 (改築)

		197番1地先まで	
--	--	-----------	--

2 供用を開始する期日 平成27年2月10日

熊本県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字宮ノ脇 2839番1地先から 宇城市三角町郡浦字白岩 3337番4地先まで	200.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年2月10日

公 告

熊本県公告第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1768番地1及び同1768番地3
637.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区田迎五丁目4番6号
TAKASUGI株式会社

熊本県公告第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1770番1、同1771番1、同1772番1、
里道の一部及び水路の一部
4,276.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水三丁目10番35号
株式会社GM開発

熊本県公告第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3 熊本都市計画区域の全域
 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術管理課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、熊本市東区役所総務企画課、熊本市西区役所総務企画課、熊本市南区役所総務企画課、熊本市北区役所総務企画課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
 平成27年2月10日から平成27年2月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 市街化区域に編入する区域
 益城町大字惣領字西大道、字光堀、字南野稲迫、字北野稲迫、大字福富字野稲迫、字横道及び大字古閑字宅地の各一部
 嘉島町大字上島字芝原、字長池及び字町下の各一部
 市街化調整区域に編入する区域
 菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部熊本土木事務所土木部技術管理課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、熊本市東区役所総務企画課、熊本市西区役所総務企画課、熊本市南区役所総務企画課、熊本市北区役所総務企画課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
 平成27年2月10日から平成27年2月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営七浦地区（大木場工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営七浦地区（大木場工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成27年2月12日から平成27年3月11日まで
- 3 縦覧場所
 芦北町役場

熊本県公告第89号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
 平成27年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成27年2月10日から 平成27年3月20日まで	大津町の一部及び南阿 蘇村の一部

登 載 依 頼**有明地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成26年度有明地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年2月10日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年2月25日（水）午後4時00分から午後5時30分まで
- 2 開催場所
熊本県玉名地域振興局 4階大会議室（玉名市岩崎1004-1）
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会の開催報告
 - ① 新型インフルエンザ等集団的予防接種について
 - ② 地域災害医療コーディネートチームの設置について
 - ③ その他
 - (2) 第6次有明地域保健医療計画の進捗状況について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
玉名市岩崎1004-1
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務福祉課内）
（電話0968-72-2184）